

1 これまでの運営協議会における送付対象者変更等に係る主な意見

(1) 第一回目における意見（○は肯定的意見、■は慎重的意見）

- 他保険に加入していた時に送付されていたものが、後期高齢者に移行すると送付されなくなるのは問題があるのではないか。
- 医療機関からの請求内容の確認において効果があり、不正請求の防止につながる。
- 情報の開示という点からも送付する方がよい。
- 医療費通知を送付しないことにより生じる損失も目に見えない。
- 効果があるのか疑問であり、同じ費用をかけるのであれば、他の保健事業等に注力すべき。
- 所要経費が大きいため、交付税が増額されたとは言っても、補助金と交付金とは異なるため、市町村の意見を聞いた上で決めるべき。

(2) 第二回目における意見（○は肯定的意見、■は慎重的意見）

- 費用を考えると希望者でもよいという考えもあるが概ね賛成である。
- 賛成であるが、被保険者及び市町村に対し丁寧に説明する必要がある。
- 裏面を活用し被保険者を啓蒙するような内容を通知するとなおよい。
- 希望者にしか送付しないことを不満に思っていたが、全受診者への送付を実施するということが大変よかったと思っている。
- 被保険者が医療費通知を活用し、適正化につなげられるのか疑問である。
- 北海道広域連合において、医療費通知により不正受給の発見があったかどうか確認してもらいたい。

2 今後の方針について（案）

これまでいただいた意見を踏まえ、被保険者への周知徹底を図るとともに、市町村への説明の場を設けるなど、円滑に事業を運営できるよう努めた上で、平成28年度より全受診者に対し年2回送付することとしたい。

なお、27年9月発送分から自己負担額欄及び医療費総額と自己負担額の合計欄を追加するなど、よりわかりやすく、健康への関心が高まるよう通知内容の充実を図っていく予定である。

【参考】 広域連合における不正・不当請求の現状について

種別	医療機関数(延べ)	レセプト枚数	金額
不正請求	3か所	426枚	約8,851千円
不当請求	229か所	62,252枚	約434,587千円

当広域連合において、医療費通知をきっかけに不正・不当請求が発覚した事例の有無は確認できなかったが、他の広域連合の状況等を考えると、医療費通知は不正・不当請求の抑止において、一定程度効果があるものと思われる。

医療費通知の送付対象者等に係る市町村アンケートの結果

運営協議会における市町村の意見を伺うべきであるとの意見を受け、平成26年9月に全179構成市町村に対し、全受診者に医療費通知を送付した場合は1回当たり5千万円の経費がかかることなどを明記した上で、医療費通知の送付対象者、送付回数に関する調査を実施した。無回答は1件。

(1) 送付対象者及び送付回数

(市町村数)

	年1回	年2回	年3回	その他	合計
全受診者	14	58	28	2	102
希望者	5	57	7	4	73
その他	0	2	0	1	3
合計	19	117	35	7	178

送付対象を全受診者とする主な意見

- ・健康、医療、制度などに関する認識を深めることで医療費適正化につなげるため（24件）
- ・受診内容、医療費、医療機関からの請求内容の確認のため（19件）
- ・国の指導、方針があるため（15件）
- ・他都府県、他保険者の取扱いとの整合性をとるため（8件）
- ・国民健康保険から後期高齢者医療に移行した後も継続的な働きかけを行うため（6件） 他

(2) 送付対象を希望者のみとする主な意見

- ・効果が見えないため（30件）
- ・追加経費の金額が大きいため（12件）
- ・希望者が少なく、被保険者の需要がないと考えられるため（10件）
- ・現状で不具合が生じていないため（6件） 他

【参考】構成市町村の国民健康保険における医療費通知実施状況

(1) 送付対象者

全受診者：179市町村、希望者：0市町村

(2) 送付回数

(市町村数)

送付回数	年1回	年2回	年3回	年4回	年6回	年7回	年12回
市町村数	2	11	3	8	150	4	1